

くらしの情報 VOL29

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

【特集】	○「18歳から大人」社会が始まっています	1～2P
	○香害を知っていますか？	2P
	○出前講座	3P
	○5月は消費者月間です	4P

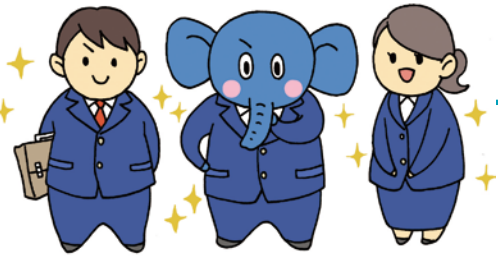
「18歳から大人」社会が始まっています

Since 2022.4.1
民法の成年年齢引下げから1年

改正民法施行により、成年年齢が18歳に引き下げられてからもうすぐ1年。

初めて、高校在学中に「成年」となった若者達が春からの新しい生活に旅立ちます。

島根県消費者センターでは、県内の高等学校等に卒業前の高校3年生を対象とした出前講座を行っています。講座ではこんなことをお伝えしています。



自立した消費者になるために

18歳から「できること」「気をつけること」

- ・保護者の承諾なしに**自分の意思で「契約」**できる
- ・**未成年者取消権**で守られなくなる
- ・「契約」には**責任**がともなう

「契約」は、消費者と事業者の合意で成り立つ法律で守られた約束。原則、成立後は勝手に取り消せません。また、成年になると「未成年」として保護者から守られなくなり自分で責任を負います。

消費者トラブルにあわないために

- ・「契約」前に、よく考える
- ・必要のないときは、**はっきり断る**

成立後に取消しできない「契約」。事前に内容や条件をよく確認してから申し込みをすることが大切。勧誘されても、説明をうのみにせず、必要がなければ、はっきり断りましょう。

トラブルの対応は？相談窓口は？

- ・消費生活センターなどに**相談**しよう
- ・消費者ホットライン「**188**」

消費者トラブルに巻き込まれた時、疑問や不安がある時は、消費者相談窓口にご相談しましょう。消費に関するご相談は、局番なしの「188」へ。

「大人」の先輩も関心をもって

大人の先輩方は、ぜひ関心を持って若者を見守りましょう。見守りのため、「消費者力」アップのための学習は、出前講座をご利用ください。

※「消費者問題出前講座」に関する情報は3ページをご覧ください。



18歳から「大人」 ～消費者ひとり立ちマニュアル～

スマートフォンでチェックしよう！
「成年」になったら変わることを、気をつけること

「成年年齢引下げ」のポイントや消費者トラブルに関するリンク集などをスマホで確認。

- ・出前講座の振り返りに
- ・トラブル情報などの情報収集に
- ・ご家族への話題提供に

ぜひご活用ください。

このコードから
▼ チェック ▼



18歳・19歳から気をつけたい

若者の消費者トラブル

【参考】独立行政法人国民生活センター(2022年11月30日公表)
[成年年齢引下げ後の18歳・19歳の消費者トラブルの状況(2022年10月末時点)]

1位 脱毛エステ

- ・広告を見て「お試し」のつもりだったが**高額な契約**をしてしまった
- ・契約を解約したいが電話がつかない

2位 出会い系サイト・アプリ

- ・出会い系サイトでのやり取りのために有料ポイントを何度も購入
- ・異性の悩みを聞いて**報酬がもらえる**ネット広告を見て登録したが、利用料金や手続き費用等の支払いを何度も求められた

3位 商品一般

- ・自分宛てに身に覚えのない商品が届いた

4位 他の内職・副業

- ・転売ビジネスやアフィリエイト内職など
- ・ネット検索やSNS広告などをきっかけに**副業サイトに登録**したが、**儲からないので解約したい**

5位 賃貸アパート

- ・管理会社のサポートへの不満
- ・**退去時の原状回復トラブル**

6位 アダルト情報

- ・ワンクリック請求

7位 医療サービス

- ・クリニックで行われる脱毛の相談

8位 他の健康食品

- ・サプリの「**定期購入**」の相談

9位 役務その他サービス

- ・**副業サポート契約**の相談

10位 脱毛剤

- ・「**定期購入**」の相談

消費者トラブルを調べよう!

あらかじめ消費者トラブルの事例や悪質商法の手口を知って警戒することもトラブル回避には有効です。

島根県のほか、消費者庁や国民生活センターのホームページやSNSでトラブルの情報をチェックしましょう。



「若者の消費者トラブル」

(独立行政法人国民生活センターのHP)は、こちらから!

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html

トラブル多発情報!

美に関するトラブル



脱毛などの**美容・医療**に関するトラブル相談

格安エステのつもりだったのに、**断り切れずに高額契約**をしてしまった。

通信販売で1回限りの購入だと思って申し込んだが、**高額な定期購入**だった。



金に関するトラブル

ネット検索やSNSを介して登録した**内職・副業**に関する相談が見られます

簡単に儲かると思って登録したが、**儲からないので解約したい**。

「簡単に」「必ず」儲かる仕事などありません。話をうのみにしないことが大切。**投資の勧誘**などにも注意が必要です。

新生活に関するトラブル

【賃貸契約】

賃貸アパートの契約など、今まで経験のない大きな契約でのトラブルにも注意が必要。**住み始めてから、いずれ退去する時のこともよく考えて契約**しましょう。



【引っ越し後の訪問販売】

引っ越ししたてのアパートに、管理会社などをかたる事業者の訪問販売があったという相談や「電気料金が安くなる」といった勧誘例もあります。**その場ですぐに契約せず、内容をよく確認**することが大切です。



香害を知っていますか?

その香りで困っている人がいるかも

柔軟剤などの香りで**頭痛**や**吐き気**がする

という悩みを持っている人がいます。

香りの強さの感じ方には個人差があり

自分にとって「**いい香り**」でも、**不快に感じる**人がいます。

使用量の目安などを参考に、周囲の方にも配慮しながら使いましょう。



消費者問題出前講座など各種啓発活動を実施しています

○消費者問題出前講座

消費生活に関する出前講座をご希望に応じて実施しています。
(高齢者サロン、職場研修、自治会、学校行事等)

- ・県内在住のおおむね10名以上のグループ等でお申込みいただけます。
- ・講師の旅費や謝金は不要です。
(複数の講師をご希望の場合は旅費の負担をお願いします。)



テーマの一例

- ・最近の消費者トラブル事例と対策について
(通信販売トラブル・架空請求・投資詐欺・点検商法など)
- ・成年年齢引下げ(18歳成年)について
- ・高齢者を見守るための心得について
- ・エシカル消費(食品ロス問題・サステナブルファッション)について など



お申し込みは
こちらから↓



○消費者問題啓発動画

消費者トラブルの防止や、エシカル消費の普及を目的とした啓発動画を制作しました。

★消費者トラブル編 (15秒 YouTube)

靈感商法、契約トラブル、マルチ商法…

こんなトラブル起きてませんか？

そんなときは消費者ホットライン「188」へすぐ電話！



★エシカル消費編 (15秒 YouTube)

エシカル消費とは、人や社会、環境等に配慮した消費行動のことです。

生活に身近な「ファッション」から、社会的な課題に気付き、課題解決のためのエシカル消費を実践しましょう！



5月は消費者月間です 令和5年度消費者月間テーマ

「デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」

毎年5月は、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題について集中的に考え、取り組む「消費者月間」です。令和5年は、「デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」を月間テーマに掲げます。

デジタルで変わるコミュニケーションや消費形態。便利に使える傍らで、新しいトラブルも発生しています。デジタル社会で快適に消費生活を送るため、一緒に考えてみましょう。

県民の皆様は消費者問題について考えていただけるきっかけとなるよう、期間中に啓発展示等を行います。

○実施内容(予定)

- ・県立図書館の月間展示
 - ・島根県民会館、島根県庁本庁舎ロビー、松江地方合同庁舎での関連展示
- 最新情報は、県ホームページからチェック! https://www.pref.shimane.lg.jp/shohi_kurashi/

困ったときは
すぐに相談!



島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

消費者ホットライン

島根県消費者センター

島根県消費者センター
石見地区相談室

警察相談専用電話

局番なしの **188** (泣き寝入りはイヤヤ!)
※お近くの消費生活センター等につながります。

0852-32-5916

受付時間/日曜～金曜 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
※日曜は電話相談のみで12:00～13:00は休み

0856-23-3657

受付時間/月曜～金曜 8:30～12:00、13:00～17:00
(祝日・年末年始を除く) ※12:00～13:00は松江につながります。

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間/月曜～金曜 8:30～17:15
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)

市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市消費生活センター	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市消費生活センター	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0113
江津市消費生活センター	0855-52-7014	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町地域振興課	08512-2-8570
飯南町住民課	0854-76-2213		

外国人向け相談窓口

多言語相談Go-enしまね (しまね国際センター内)

相談専用ダイヤル **070-3774-9329** (通話料はご負担ください)

この広報の内容に関する
お問い合わせは



島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室
〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

最新の消費生活情報はここから

島根県消費者センター

公式 YouTube
チャンネル
「ZO-chan」



Facebook



Twitter



島根県 消費とくらしの安全室

検索

本紙記事の無断転載はご遠慮ください。
事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にお問合せください。
*本紙は、島根県金融広報委員会の協力を受け発行しています。